企業立地をお考えの皆様へ

　建物にかかる固定資産税が、5年間で最大2,500万円還ってきます。

和泉市産業集積促進条例に基づく補助金のご案内

和泉市の産業集積促進地域において新たに工場等を取得・建築すると、建物に対して賦課される固定資産税の2分の1（上限500万円）を最長5年間補助します。

（注釈）工場等の取得・着工前に操業計画の認定を受ける必要があります

対象地域は次の２か所です。

1. 和泉市あゆみ野一丁目～四丁目のうち準工業地域
2. 和泉市テクノステージ一丁目～三丁目（全域）

対象者は次の４者です。

1. 対象地域において工場等を操業する企業等
2. 対象地域において工場等を新たに操業しようとする企業等
3. 対象地域において事務所を設置する企業等
4. 対象地域において事務所を新たに設置しようとする企業等

工場等の定義は次のとおりです。

以下の４種類いずれかの事業の用に供する工場、研究所など（倉庫等は対象外）

1. 物品の製造（加工及び修理を含む。）
2. 研究開発
3. 人材育成
4. 情報処理

対象地域内で工場等を取得・新築・増築・改築する予定がある方は、まずはご相談ください。

詳しくは和泉市ホームページ（https://www.city.osaka-izumi.lg.jp/bizisan/shoukou/12212.html）をご覧ください。

なお、大阪府による不動産取得税の軽減措置を受けられる可能性があります。

府制度に関するお問い合わせは、大阪府商工労働部 成長産業振興室 国際ビジネス・スタートアップ支援課へご連絡ください。

（注釈）補助金の申請にあたっては、事前に「操業計画の認定」が必要になりますので、対象地域内での新規操業や増築等をお考えの場合は、必ず事前にご相談ください。

お問い合わせ先

和泉市環境産業部 産業振興室 商工観光担当

〒594-8501和泉市府中町二丁目7番5号

電話番号0725-99-8123